

| | 火災 | 救急 |
|------|-----|--------|
| 福島市 | 59件 | 9,726件 |
| 飯坂署 | 5件 | 809件 |
| 東出張所 | 7件 | 1,184件 |

平成30年9月30日現在

飯坂消防だより

編集・発行
 福島市飯坂消防署
 福島市飯坂町字銀杏6番地の13
 電話 542-2986
 F A X 542-6544
 平成30年11月第172号



秋の福島市火災予防運動を実施します

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の防火防災に関する意識や防災行動力を高めることにより、火災の発生を防止し、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、本市の政策目標の一つである「ひと・暮らし・いきいきふくしま」を推進することを目的としています。

実施期間：平成30年11月9日(金)～11月15日(木)

防火標語：「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」

主な行事

1 防火パレード

実施日時：平成30年11月9日(金) 10時00分～11時00分

実施場所：吾妻通り(置賜町地内)

実施内容：飯坂恵泉幼稚園の園児による防火パレード

(協力機関：福島南ロータリークラブ、(一社)福島県消防設備協会)



昨年の防火パレードの様子

2 大規模工場火災防ぎょ訓練

訓練日時：平成30年11月9日(金) 10時00分～11時00分

訓練場所：福島キャノン株式会社(佐倉下字二本榎2)

訓練機関：福島キャノン株式会社、日東紡績(株)福島第二工場、

陸上自衛隊福島駐屯地、福島市消防団第21分団(佐倉)、

福島市消防本部、福島南消防署

訓練内容：自衛消防隊連携訓練、避難訓練、放水訓練



昨年の火災防ぎょ訓練の様子

3 一般家庭防火指導

実施日時：平成30年11月10日(土)、11日(日) 9時00分～11時00分

実施場所：飯坂消防署管内・茂庭地区

東出張所管内・瀬上地区(向瀬上、前川原)

実施機関：飯坂消防署・消防団第28分団(茂庭)、東出張所

実施内容：消防署員と消防団員が一般家庭を訪問し、防火・防災指導を実施します。



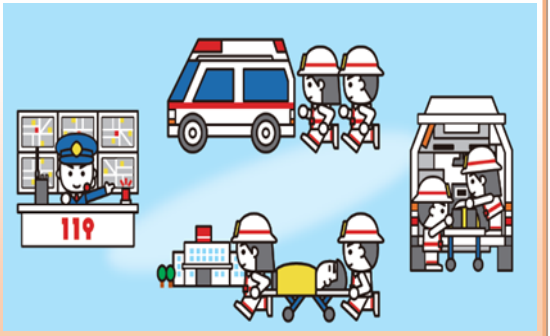


救急車の適正利用について

近年、救急車の出動件数・搬送人員数はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。

また、救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症という現状もありました。

救急車や救急医療は限りある資源です。皆さんで上手に利用し、救急医療を安心して利用することのできる社会を目指していきましょう。



野焼き（野外焼却）等は犯罪です！

野焼きは、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、法律で禁止されており、違反すると処罰の対象となります。

屋外での焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為です。

また、ごみ焼・野焼きからの延焼による火災が発生しており、お互いが良い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。



火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やたき火など、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為を行う場合には、煙を火災と見間違えて消防車が出動することを防止するため、事前にその内容について最寄りの消防署に届出する必要があります。

ただし、空気が乾燥し風が強く火災が発生しやすい気象状況となり火災警報が発令された場合にはこれらの行為は制限されます。

届出の方法

上記の届出は、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出書」によって行います。

ただし、届出書によって届け出る時間の余裕がない場合は、口頭(電話)による届出でも結構です。

なお、この届出書は最寄りの消防署においてありますが、福島市消防本部ホームページ「申請・届出様式」からもダウンロードできます。

【消防情報テレホンサービス】

- 固定電話・携帯電話専用案内「0180-992-919」
- PHS・IP電話専用案内「024-533-0119」

ふくしま



ケイタイウェブ



QRコード

